

通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 指定居宅サービス事業所「三重県身体障害者総合福祉センター」が行う通所リハビリテーション事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、適正なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、要介護状態の利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、適正なりハビリテーションを提供する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、指定居宅介護支援事業者、介護サービス実施機関との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

法人名	社会福祉法人 三重県厚生事業団
事業所名	三重県身体障害者総合福祉センター
所在地	三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
指定番号	2410505347

(事業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業にかかる職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員) 医師1名が兼ねる。
管理者は、事業所の従業者を指導監督し適切な事業が行われるよう総括する。
- (2) 従業者 4名(常勤職員)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師それぞれ1名ずつ
従業者は連携し利用者の心身の機能評価を行い、リハビリテーション計画書を作成するとともに、適切なりハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。
- (2) 営業時間 8時30分～17時15分とする。
- (3) サービス提供時間 8時45分～11時55分(火曜日・木曜日のみ)
13時00分～16時10分(月曜日から金曜日)

(利用定員)

第6条 利用定員は、1単位10人とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施範囲は主として旧津市の区域とする。

(リハビリテーションの内容及び利用料)

第8条 サービスの内容は医師と共に作成した、通所リハビリテーション計画書に基づき実施する。入浴、送迎、食事サービスは実施しない。

- 2 利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用開始に当たっては、利用契約書・重要事説明書・個人情報使用同意書を利用者又はその家族に説明し、双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

- 2 利用に当たって、体調不良によりリハビリテーションに適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(事故等における対応方法)

第10条 事業所は、利用者へのサービスの提供により事故等が発生した場合は、利用者に対して必要な対応を行うと共に、利用者の家族、担当の介護支援専門員および市・町へ速やかに報告する。

- 2 利用者へのサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、サービスの提供中に利用者の容態が急変した場合、必要な対応を行うと共に、利用者の家族、および担当の介護支援専門員へ速やかに連絡する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害時、災害対策マニュアルに基づき避難・救出を行う。防災訓練は、消防計画に基づき年1回実施する。

(虐待の防止等)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するために、次のとおり行うものとする。

- (1) 定期的に虐待防止委員会を開催し職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) 適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に職員または利用者の家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市・町に通報するものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、設備及び備品や利用者に使用する食器や飲用水等について衛生的な管理に努める。

- 2 事業所は、感染症が発生し、まん延しないように次のとおり行うものとする。
- (1) 定期的に感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し職員に周知徹底する。
 - (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に開催する。
- 3 事業所は、感染症の予防及びまん延しないように適切な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第16条 職場のハラスメント及びカスタマーハラスメントを防止し、職員の安全な就業環境を確保する。これらの行為により職員の心身に危害が生じ、再発防止が困難な場合は、サービスを中断し、契約を解除する。

(個人情報の保護)

第17条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。退職後も秘密を漏らすことがないよう適切に管理する。

(苦情処理)

第18条 事業所は、利用者又は家族からのサービスに関する苦情や相談に迅速かつ適切に対応するため、事業所内に苦情相談窓口を設置し、解決に向けて調査を行い、改善に向けた対応を実施し、その内容を利用者又は家族に説明する。

(その他の運営にかかる留意事項)

第19条 事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年8月1日一部改訂

平成15年4月1日一部改訂

平成17年4月1日一部改訂

平成18年4月1日一部改訂

平成20年6月1日一部改訂

平成23年4月1日一部改訂

平成30年8月1日一部改訂

令和5年8月1日一部改訂

令和6年6月1日一部改訂

令和7年6月17日一部改訂

令和8年4月1日一部改訂